配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十二	第六条の十七の七において準用する第六条の十二
、第六条の十四第一項及び第六条の十六	並びに第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項及び第六条の十六
第六条の十第二項第四号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号
第六条の十第二項第五号	第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項
第六条の十一第一項	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第一項及び第二項
第二十八条第一項及び第二項	第六条の十七の七において準用する第六条の十三及び第六条の十五第一項
第二十八条第三項	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項
母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第六条の十二	第六条の十七の七において準用する第六条の十第一項
母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第六条の十三	第六条の十七の七において準用する第六条の十五
母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十五	第六条の十七の七において準用する第六条の十五
第六条の十一第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十一第一項
第六条の十六第一項	第三十一条の九第一項
第二十九条第一項	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金
母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	